

「大阪退職者連合」との協議等議事録（要旨）

福祉局

- 1 日 時 令和8年2月9日（月） 14時～16時
- 2 場 所 大阪市役所 地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 「大阪退職者連合」
- 4 協議等の趣旨 2026年度介護保険制度・高齢者保健福祉制度等に係る要請
- 5 出 席 者
（団体側）7名

（本 市）福祉局 7名、こども青少年局 1名

6 議 事

（1）訪問介護事業所の報酬について（項目1（1））

団体要望概要

- ・訪問介護報酬が引き下げられたが、事業所数は減少しているのか
- ・要望を行ったということだが、要望にある訪問介護の報酬、「身体介護」と「生活援助」について、いつごろ行ったのか
- ・国への要望と別に大阪市としての支援策を実施しているのか

本市説明概要

- ・令和6年4月の報酬改定前後で比較すると、令和5年度新規211件、廃止110件、令和6年度新規234、廃止110、令和7年11月末現在 新規181、廃止96。事業所総数では、令和5年度2,472、6年度2,532、7年11月末2,612。報酬改定後、例年と比較すると廃止事業所数は多くなっているが、新規事業所も例年よりも多く、総事業所数は増加しているので、利用者へのサービス提供に影響がないものと考えている。
- ・本市では訪問介護事業者に限定せず、幅広く介護事業者が必要な人材を確保できるよう、適切な報酬単価の設定について令和7年6月に要望した
- ・介護保険が全国一律の制度であることから、まずは国の補正予算による支援策を活用いただくことになると考えている。

（2）介護保険の利用者負担について（項目1（2））

団体要望概要

- ・国は自己負担割合2割の利用者の範囲の拡大を図っており、その判定については被保険者の資産状況も勘案するとしているが、それに対して今後も要望していくのか。
- ・有料老人ホーム入居者のケアプラン料自己負担が国の審議会で示されたが、これをやめるよう要望してほしい

本市説明概要

- ・利用者負担や保険者の事務負担に影響する制度改革にかかる国の配慮については、今後も引き続き要望していくが、負担割合など個別の制度について、どの程度具体的に触れるかは現時点でお答えできない。
- ・有料老人ホーム入居者のケアプラン料自己負担について、国はすべての施設を一律に対象とするわけではなく、重度の要介護認定者が一定割合入居している施設を対象としている。単に入居者負担を増やすわけではなく、権利擁護や囲い込みの適正化に資するものとして示されていることから、本市として今後示される詳細な制度内容について注視している状況である。

(3) 総合事業の実施状況について (項目1 (3))

団体要望概要

- ・要介護1、2の訪問サービス等の総合事業への移行については、昨年12月の国の審議会の制度見直し意見でも結論を先送りにされたところであるが、要介護1、2の方は認知症状のある方もいるため、これについては移行を行わないよう引き続き要望してほしい

本市説明概要

- ・制度改革にあたっては、被保険者の生活や保険者の運営に配慮するよう要望していくが、個別の内容についてどの程度言及するか現時点でお答えできない。ご意見としてお聞きしておく。

(4) 介護人材確保について (項目3 (2))

団体要望概要

- ・回答にある処遇改善加算取得促進事業とはどのようなものか
- ・事業所の介護職員の数は足りているのか。
- ・指定時に人員を確認した後、ちゃんと配置されているかをどう確認しているのか

本市説明概要

- ・国事業であり、令和7年度のみ実施の事業。大阪府、大阪市、堺市の3府市合同で8月から委託で実施。実績は12月現在で「架電1,853件、訪問24回、相談90件」効果は、訪問介護の取得事業所数 8月5,118件、2月5,154件で36件の増である。
- ・足りているかどうかの回答は難しいが、先ほど新規事業所数が増加していると説明したが、事業所を開設するためには基準に沿った職員配置が必要となるので、現状の事業所数が増加しているため、介護職員が不足しているとは思えない。
- ・運営指導として事業所へ職員が訪問し確認をしている。配置されていなければ指導や監査を実施し、不正であれば行政処分を行う。

(5) 高額療養費制度見直しに対する国への要望について（項目 4.（3））

団体要望概要

- ・高額療養費見直しについては凍結し、長期療養患者の負担水準を維持するなど、必要な治療を受けられる制度を継続するよう国に求めること。

本市説明概要

- ・高齢化・医療の高度化が進む中で、医療保険制度やとりわけ高額療養費制度は極めて重要なセーフティネット機能として将来にわたって堅持することが必要である。そのため、今回の見直しでは医療費の伸び等に一定対応して応能負担をお願いする形となっているが、保険者や学識経験者、患者団体の方等からの意見を踏まえ、一昨年の見直し案よりも、長期療養者や低所得者に配慮されたものとなっていると認識している。今後、国民健康保険の保険者として、国の動向を注視していく。

(6) 認知症高齢者等個人賠償責任保険について（項目 5.（3））

団体要望概要

- ・認知症高齢者等個人賠償責任保険が付帯されている「認知症高齢者位置情報探索事業」の申込件数はどの程度か。
- ・申込者が少ないが、地域包括支援センター等へ周知はしているのか。
- ・ひとり暮らし高齢者が多い世帯状況になじまない事業ではないのか。
- ・協力者へのメール配信件数はどの程度か。
- ・大阪市のような大都市では、行方不明者を探すためのきめ細やかなメール配信は難しいのではないか。

本市説明概要

- ・「認知症高齢者位置情報探索事業」の申し込みは、年間 70 件前後。
- ・地域包括支援センターをはじめ関係機関に周知している。
- ・各区に見守り相談室を設置し、地域における見守りのネットワークの構築を推進している。関わりの中でサービスが必要と思われる方へご案内もしており、申し込みは同居のご家族に限ったものではない。
- ・「行方不明者協力依頼メール」の配信件数は、年間 100 件前後。
- ・対象者の状況に応じて、メール配信範囲も選択いただけるようになっている。